## 喪中について

ご家族が亡くなった時は、一定の期間、身を慎みます。この期間を喪中といい、神社への参拝、祝い事等を一定の期間控えます。

この期間は亡くなった方との血縁によって日数が異なります。地域の習慣もありますので以下ご参考まで。その方と血縁がない場合は喪中の考え方は該当しません。

古くは一年間喪中という考え方がございましたが、現在では仏でいう４９日が明ければ通常通り、お札をおまつりしてよろしいという解釈が一般的のようです。

あわせて、お亡くなりになられた日から数えて以下の日数がお正月にかからない場合も通常通りお札のおまつり、新年の参拝は可です。

忌（いみ）の期間

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 父・母 | 50 日 | 祖父・祖母 | 30 日 | 曾祖父・曾祖父母 | 30 日 |
| 夫 | 30 日 | 妻 | 20 日 | 義理父・義理母 | 30 日 |
| 嫡子 | 20 日 | 末子 | 10 日 | 伯父・伯母 | 20 日 |
| 兄弟姉妹 | 20 日 | いとこ | 3 日 | 甥・姪 | 4 日 |

・神棚の扱い
忌中の間は神棚に半紙をかけ、上記期間が過ぎて外します。上記期間がお正月にかかった場合は、日数が過ぎてから改めてお掃除をされ、新しいお札とお取替えになって下さい。

＜一年以上、古いお札をおまつりされたのままの場合は、新しいお札とお取替えすることをおすすめ致します。古いお札は神社でお預かりします。神社にお問合せ下さい＞

・外飾りの扱い
ご家族がお亡くなりになった場合、門松を始めとする外飾りはご遠慮します。

・服祓い（ふくはらい・ぶくはらい）
忌中の間は静かに過ごす事が大切ですが、外せないお祝い事等に参加しなくてはならない場合には神社にて臨時の祓い「服祓い」をお申込下さい。

南沢氷川神社　０４２－４７１－１５４２（事前予約制）〈午前 9 時～午後 4 時〉